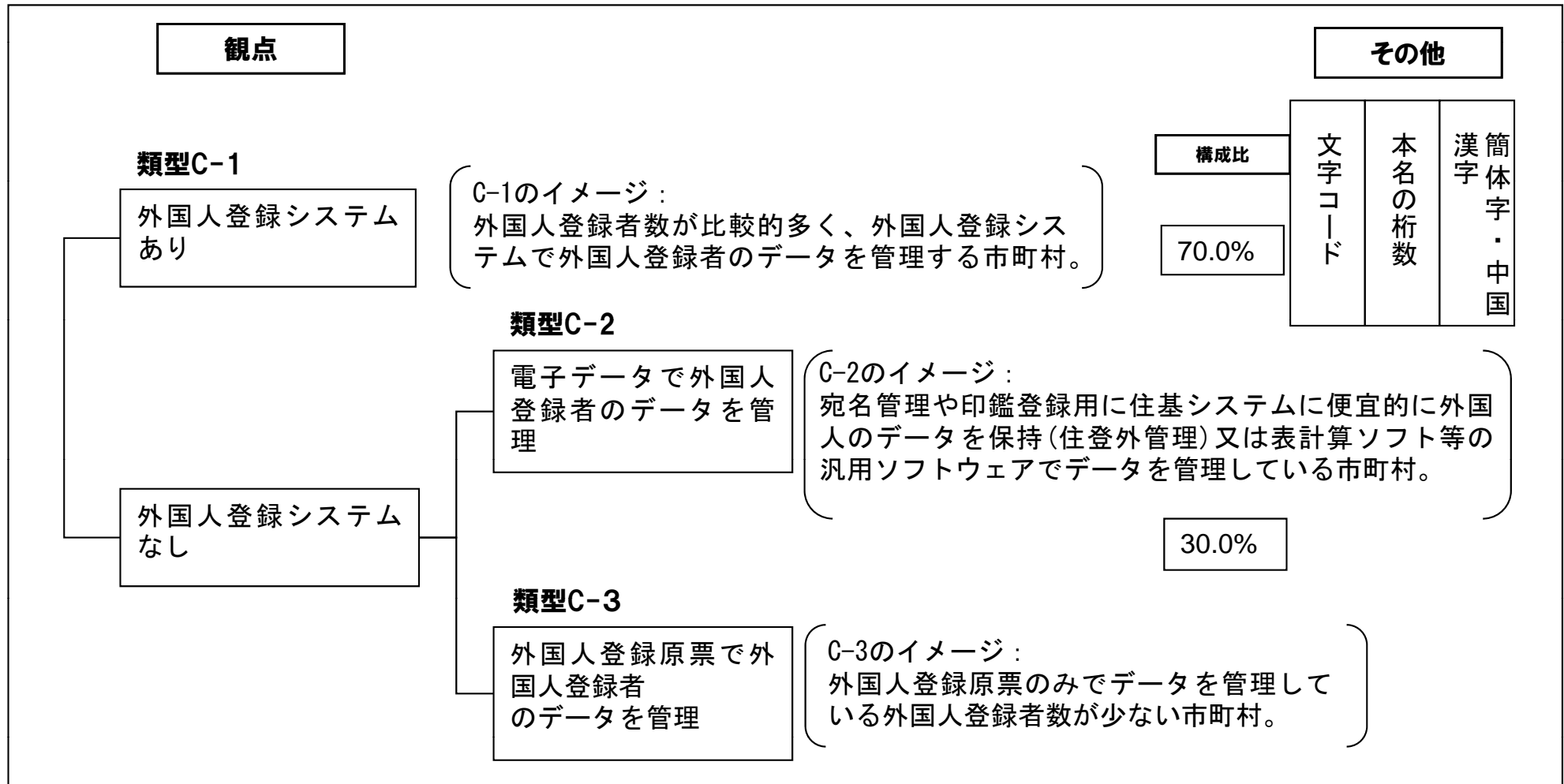


# 市町村のシステムの実態（2）

## （2）データ移行に係る類型（P49～）



# 市町村における移行スケジュールの検討

## 移行プロセスフロー（P64～）

基準日  
の準備

基準日

第1号  
施行日

適用日

### (1) 現状の確認

A-1 汎用機系独自開発 (個人レコード)	A-2 汎用機系独自開発 (世帯レコード)	A-3 汎用機系ノンカス タマイズパッケージ	B-1 オープン系 独自開発	B-2 オープン系ノンカス タマイズパッケージ
C-1 外国人登録システムで 外国人登録者のデータを管理	C-2 電子データで 外国人登録者のデータを管理	C-3 外国人登録原票で 外国人登録者のデータを管理		

### 対応方針検討

### (2) 住基システムの改修方法の決定

A-3/B-2 a ノンカスタマイズ パッケージを バージョンアップ	A-1/B-1 b 独自開発の住基 システムを改修 (個人レコード)	A-2 c 独自開発の住基 システムを改修 (世帯レコード)
---	---	---

### (3) 外国人登録者のデータ移行方法の決定

C-1~C-3 d 手作業での入力による データ移行	C-1/C-2 e 移行ツールによる データ移行
----------------------------------	--------------------------------

### (4) 法制度改正に対応した住基システムの改修

### (5) 仮住民票作成に係るデータ移行

### (6) 仮住民票から住民票への移行

### (7) 外国人住民に係る住基ネット対応

# 市町村の実情に応じたシステム改修の標準仕様

## ●外国人住民を住民票の対象とすることに伴う既存住基システムの改修に係る標準的な機能と類型ごとの留意点を整理

### (1) 基本要件 (P 70~)

基本となるシステム改修要件の概要を記載。

### (2) 主要機能要件 (P 71~)

異動処理（増処理、減処理及び増減なし処理）、証明発行処理（住民票の写し発行処理及び転出証明書発行処理）、通知、一括処理、関連システム連携処理及び住基ネット連携処理における住基システムの主要機能要件その他必要な検討事項を記載。

### (3) 主要帳票要件 (P 90~)

住基システムの主要帳票要件（住民票の写しや転出証明書の記載項目、住民基本台帳の一部の写しの閲覧などに係る留意点）を記載。

### (4) 主要データ項目要件 (P 94~)

住基システムのデータベースへの格納項目やその設定内容などを記載。

### (5) 法務大臣と市町村長との情報のやりとりに係る機能要件 (P 96~)

法務省の出入国管理システムを通じて行われる予定である法務大臣と市町村長との情報のやりとりに係る想定機能を記載。

## 市町村の実情に応じた移行方法等

### ●新制度へのデータ移行等の方法と類型ごとその他の留意点を整理

#### (1) 基準日における仮住民票作成の際のデータ移行に係る作業 (P 103~)

仮住民票作成の際のデータ移行について、「手作業での入力によるデータ移行」と「移行ツールによるデータ移行」とに場合を分けて記載。

#### (2) 施行日における仮住民票から住民票への移行に係る作業 (P 112~)

仮住民票から住民票への移行作業の内容及びシステム検討事項について記載。

#### (3) 施行日から適用日までに係る作業 (P 116~)

住基ネット・カード適用に係る作業内容及びシステム検討事項について記載。

#### (4) データ移行に係るその他留意事項 (P 119~)

外国人登録システムからの文字コード変換、文字同定等について記載。

## 法制度改正に伴う窓口業務への影響と対応

### ●法制度改正に伴う窓口業務の見直しに関する留意点と関連する調査結果を整理

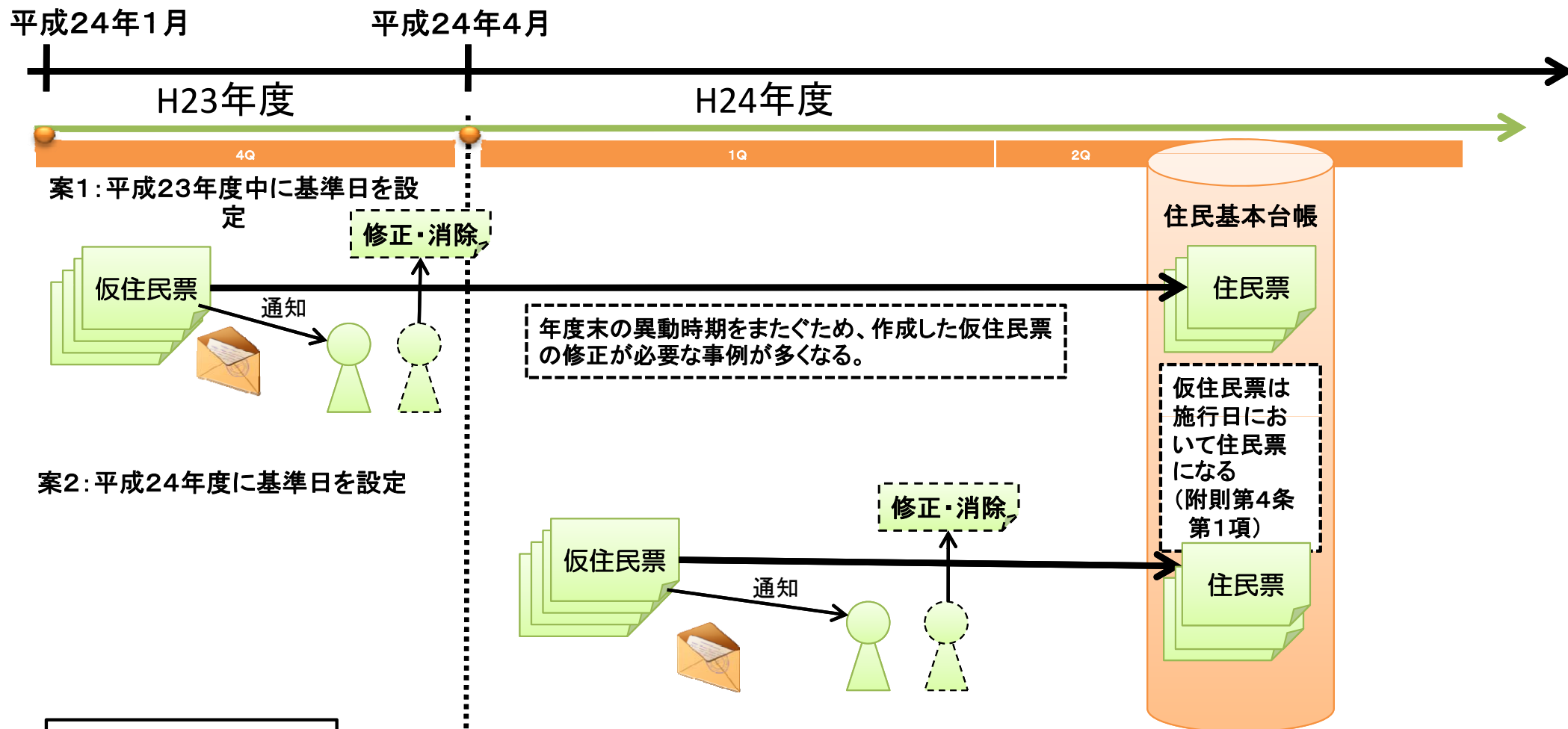
#### (1) 法制度改正に伴う窓口業務の見直し (P 122~)

法制度改正に伴う市町村の窓口業務の見直しに際し、影響を与える事項（本庁の窓口同一化、支所・出張所における窓口業務の実施、各種行政サービスに係る手続きのワンストップ化）に関する対応の方向性について記載。

#### (2) 総合窓口への取組事例の紹介 (P 127~)

ヒアリング調査を通じて把握した総合窓口の取組みについての分析、法制度改正に伴う窓口業務の見直しへの示唆について記載。

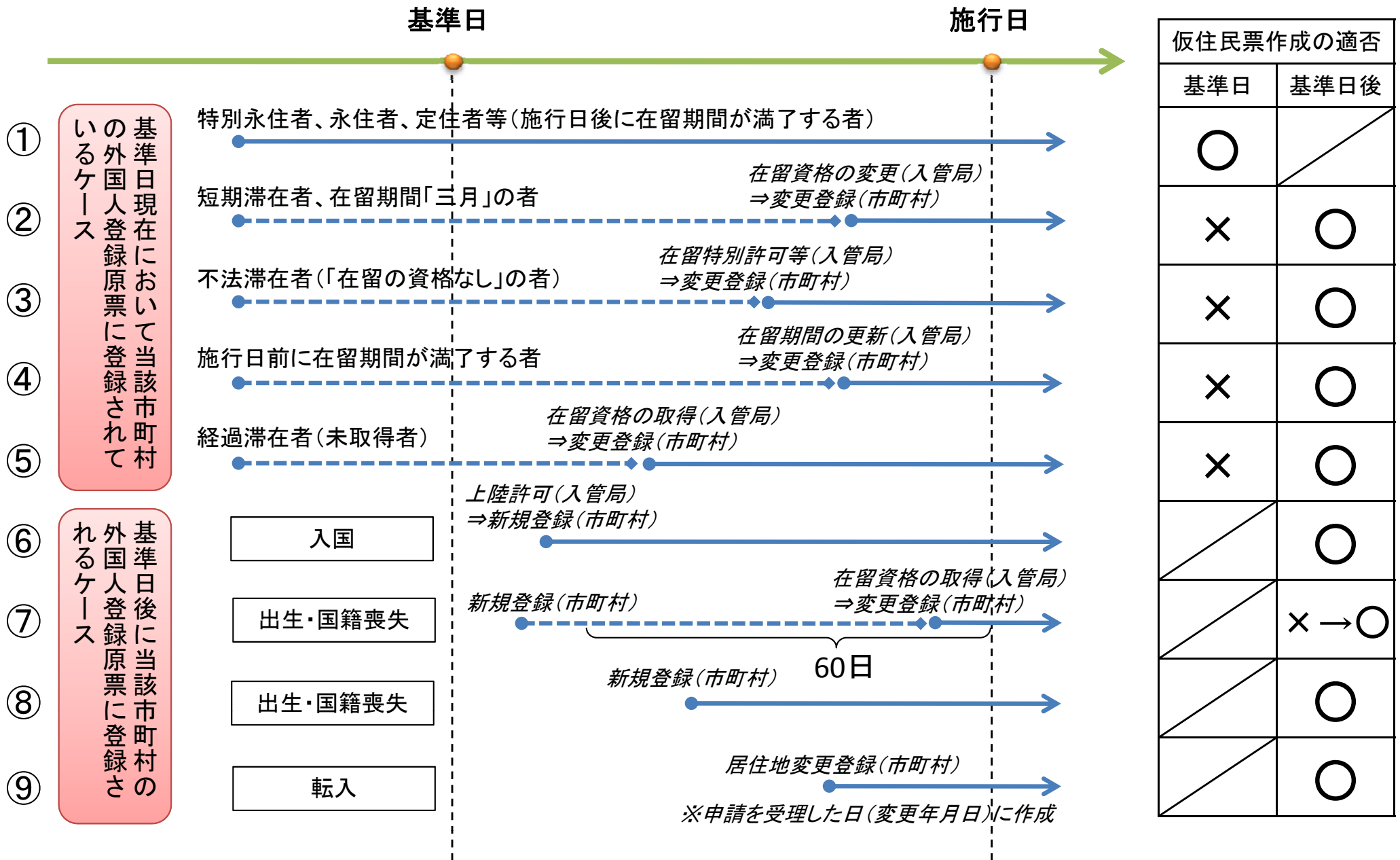
# 基準日の設定に係る考え方（案）について



## 基準日設定の考え方

- 案2の立場で、基準日の具体的な日程を政令で定めることとしてはどうか。なお、以下の点に配慮が必要ではないか。
  - ・ 4月上旬の市町村窓口の繁忙期は避けた方がのぞましいのではないか。
  - ・ 施行日の直前は避けた方がのぞましいのではないか。

# 仮住民票を作成する対象者の基本的な考え方について



仮住民票作成の適否	
基準日	基準日後
○	/
×	○
×	○
×	○
×	○
/	○
/	× → ○
/	○
/	○

※ 仮住民票を作成した者について、死亡、帰化・国籍取得、出国等により、施行日において外国人住民に該当すると見込まれなくなった場合は、当該仮住民票を消除する。

# 仮住民票の作成・修正等の流れ（全体イメージ）

基準日

施行日

現行制度  
における  
正確性向上

仮住民票  
作成準備

仮住民票  
作成  
(基準日)

仮住民票  
作成  
(基準日後)

仮住民票  
記載事項  
の本人通知

仮住民票の  
修正・消除

住民票  
への移行

・ 居住実態がない外国人に係る登録原票について、積極的に入管局へ閉鎖照会を行う。

・ 在留資格の変更等のあとの外国人登録（変更登録）の周知や、変更登録に係る市町村からの報告の徹底など、保有情報のかい離の解消を図る。

・ 在留資格、在留期間等について、正確な情報を入管局から市町村に提供する。

・ 当該市町村の外国人登録原票に登録されてる外国人のうち、施行日において当該市町村の外国人住民であるか見込まれるか否かの判断を行う。

→ 入管局から提供を受けた左記情報も活用する。

・ 複数国籍世帯の記録を確認し、施行後の世帯主は誰になるか、日本人の住民票の世帯情報を修正する必要があるかを確認する。

・ 外国人登録原票に記載されている事項、法務大臣から情報提供を受けた事項、外国保等の各種行政事務に係る事項に基づき、仮住民票を作成する。

・ 仮住民票の作成に関し、左記情報提供を受けていない者に係る在留資格等について、必要に応じて法務大臣に情報提供を求める。

・ 基準日後の入国による新規登録、居住地変更登録等によって、当該市町村の外国人住民に該当すると見込まれることとなった者について、仮住民票を作成する。

・ 作成した仮住民票を本人に通知する。

→ 通知が宛所不明で返送され、居住実態がないと判断した場合は、当該仮住民票を消除する。

・ 当該通知については、世帯ごとに（1通の封書等で）郵送しても差し支えない。

・ 仮住民票の記載事項に変更があった場合、又は誤りがある場合、当該仮住民票の記載の修正を行う。

→ 外国人登録の変更登録申請を受けた上で、仮住民票を修正する。

・ 死亡、帰化、転出等により、当該市町村の外国人住民と見込まれなくなった場合は、仮住民票の消除を行う。

・ 仮住民票は住民票に移行する。

・ 当該住民票には、「外国人住民となった年月日」に代えて施行日を記載する。

・ 複数国籍世帯の日本人の住民票の世帯情報を修正する。

→ 備考の「事実上の世帯主」も削除する。

・ 施行日において、入管法第61条の8の2に基づいて住民票に移行した者について法務省への通知を行う。